

工事請負契約の変更について

工事請負に関し、次のように契約を変更する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 工 事 名 一般県道砂原四方寄線（池上工区）1号トンネル舗装外工事
- 2 請 負 金 額 「292,600,000円」を
「300,663,381円」に変更
- 3 契約の相手方 日本道路・杉本建設工事共同企業体
代表者 上益城郡御船町大字小坂1518番1
日本道路 株式会社 熊本営業所
所長 山口 博昭

熊本市南区出仲間1丁目6番5号
株式会社 杉本建設
代表取締役 杉本 憲昭

（提出理由）

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。